

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から同年12月まで

私は、昭和57年8月に会社を退職し、A町役場（現在は、B市役所A庁舎）で国民健康保険の加入手続を行ったところ、国民年金の加入手続も必要であるとの説明を受けたことから、同時に加入手続を行った。

申立期間中に国民健康保険で医療機関を受診した記憶があり、国民年金にも加入していたはずである。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年8月頃に国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行い、申立期間中に国民健康保険により医療機関を受診していたとしているところ、C病院では、57年11月に申立人が国民健康保険により受診した記録があるとしていることから、申立人が申立期間当時、国民健康保険に加入していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の年金手帳には国民年金の「初めて被保険者となった日」が申立期間後の昭和58年4月26日と記載されていること、その国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、同日を資格取得日として、58年6月に払い出されたことが確認できる。

また、申立人は、ほかの年金手帳を受け取ったことは無いとしていること、氏名検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書控等) は無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。